

## はじめに

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法及び独立行政法人大学評価・学位授与機構法に基づき、大学等の教育研究活動等の状況についての評価を行い、その結果を当該大学等に提供し、更に社会に公表することを目的の一つとしています。

平成14年の学校教育法の改正等により専門職大学院の制度が、また、併せて司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備するため、法曹養成を目的とした専門職大学院である法科大学院の制度が創設されました。また、法科大学院は5年以内ごとに認証評価を受け、評価基準に適合している旨の認定（適格認定）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならないものとされました。

これを受け、機構は、平成17年1月に法科大学院の認証評価機関として、文部科学大臣の認証を受け、平成17年度から平成19年度の間においては、法科大学院設置初年度の3年課程の入学者が修了する以前の段階であることから、法科大学院を置く大学からの求めに応じ予備評価を実施しつつ準備を重ね、平成19年度から適格認定を伴う認証評価（以下「評価」という。）を開始しました。また、平成20年度からは、先の評価で適格認定を受けられなかった法科大学院を対象とする追評価を開始しました。

評価の実施に当たっては、法科大学院認証評価委員会の下に、具体的に評価を実施するための評価部会等を編成し、対象法科大学院から提出された自己評価書に基づく書面調査、及び訪問調査（対象法科大学院関係者、学生及び修了生との面談や、関係資料・データ等の収集・分析を行うとともに、教育現場の視察等を行うもの。）の結果等をもとに評価結果（案）を取りまとめました。その後、対象法科大学院を置く大学に対して評価結果（案）を通知し、意見の申立ての手続きを経て、平成21年度の評価結果を取りまとめました。

本実施結果報告が、各法科大学院の教育活動等の改善に役立てられるとともに、各法科大学院が取り組んでいる教育活動等について、広く皆様の理解と支持を得るための一助となることを期待します。